

広野文芸欄

季題 当季雑詠

広野町弥生句会

洗われて赤子のごとき蕪並ぶ
快復し男の笑顔冬日和

塩 史子

焚火して四万山話しの和となりぬ

宮下 純子

少年の銀輪ひかる春の街
湯治へと寒紅梅の香る道
うたゝ寝の夢に旅する春炬燵

阿部 真生

添え書きのくせ字のまゝの年賀状
遠くよりひびくサイレン夜の凍る
外に出て食後の一服寒の月

煮凝りの御飯に溶ける香りかな
今日よりは頬に聳く春の風
テーブルの一輪挿しの梅開く

西山子

客一人乗せて枯野に入るバス
とうとつに寒雷一つ人走る
春ならい宅急便の声高く

鯨岡 正子

ひそひそと石にさゝやく冬の川
風花や我に影さすちぎれ雲
発電所の高き煙突日脚伸び

酒井 津祐

安達太良の雪のころもに陽のさせり
風になる葦の水柱の光りけり
紅梅や松山の城遠くより

山田 基星

味噌で和え香り増したる露の花
地藏様の衣を替えてのどかなり
蛭取り出刃包丁を桶に入れ

鯨岡 一生

春菜摘む老の仲間の弾む声
オルゴール何度も鳴らす雛の部屋
強東風や今朝は遅れて顔洗ふ

遠藤健太郎

愛犬と姪の加わる初写真
冬帽にとつぷりかくす朝の耳
阿武隈の山々語る冬の夜

根本 山水



※広野みなづき短歌会は、しばらくの間
休載いたします。

介護保険 教室 Vol.2

このコーナーは「高齢化問題」、「介護問題」について、現在当町役場窓口へ多数のご質問等が寄せられております。これらの貴重なご質問等を広野町の皆様にご紹介することで、地域全体で介護を理解し、地域介護意識の向上を目指すコーナーです。

Q 介護保険サービスを利用したいのですが必要な手続きについて教えてください。

A 介護保険サービスを利用するためには、広野町に申請し、「**介護や支援が必要である**」と**認定**される必要があります。このため、サービス利用希望者は広野町役場町民保健グループ窓口で『**要介護(要支援)認定申請※1**』を行ないます。

※1：申請の際には介護保険被保険者証が必要です。



当申請を受けた町は、サービス利用希望者が現在どのような心身状況・生活状況で生活し、かつ介護（支援）が必要な状況なのかを把握するため、専門家（**認定調査員**とサービス利用希望者の**主治医**）に調査を依頼します。依頼を受けた専門家等は、介護的観点と医学的観点から、それぞれの専門分野について意見書等を作成し、町へ提出します。

これら双方の意見書等の内容をもとに、「**介護認定審査会※2**」で介護保険サービス受給対象の可否について決定され、認定の際には「**要介護(要支援)度※3**」を決定します。



※2：介護認定審査員は保健・福祉・医療分野の学識経験者で構成されています。

※3：介護度には「自立」・「要支援1・2」・「要介護1～5」があります。なお、**自立と判定された方は介護保険サービス受給にはあたりません。**

認定審査会で決定された認定内容を、申請者（サービス利用希望者）に通知します。

認定結果通知の際、新しく**要介護度(要支援度)**が記載された**介護保険被保険者証**が送付されますので、紛失等のないように管理して下さい。

なお、認定結果通知までは、申請からおよそ30日かかりますのでご了承下さい。

要介護認定者となったサービス利用者は、**ケアプラン※4**を作成し、介護事業所が提供するサービスを利用できます。

※4：どんなサービスをどのくらい利用するかという計画です。**ケアプラン作成は自分でも作成できますが、ケアマネジャーに作成してもらうことをお勧めします。**

以上が申請からサービス利用までの流れとなります。

現在の高齢化社会の中、広野町においても要介護者及び要支援者が急増しております。介護保険制度は被保険者同士の連帯・相互扶助で成り立ち、要支援者等の自立支援を促す介護サービスを提供する制度であり、みなさんの介護保険料で成り立っている制度でありますので、保険料は忘れずに納入しましょう。

